

ハードウェア固有の保守サービス条項

Siemens Digital Industries Software

本ハードウェア固有の保守サービス条項(以下「ハードウェア保守条項」という。)は一般保守サービス条項を補足するものであり、オーダーに「HW」の英数字コードで指定されたオフリング及び製品のみ適用されます。本ハードウェア保守条項は、一般保守サービス条項、適用するUCA又はEULA、及びその他の適用される補足条項と共に、両当事者間の契約(以下「本契約」という。)を形成します。本条項で用いられる用語は、本契約に定義されているのと同じ意味を有します。

1. **ハードウェア・サービス・パック** シーメンスハードウェアに関して、以下の4種類の特定の標準保守サービスパッケージ(以下「サービスパック」という。)が購入可能です。(i)システム・インストール・サービスパック(以下「インストール」という。)、(ii)キャリブレーション・サービス・パック(校正サービス・パック)(以下「キャリブレーション」という。)、(iii)保証延長サービスパック(以下「保証延長」という。)、(iv)サポート・サービス・パック(以下「サポート」という。)。シーメンスの各ハードウェア製品に対してすべてのサービスパックが利用できるとは限りません。一部のサービスパックは、シーメンスハードウェアと共にシステムを形成するソフトウェアに対する保守サービスと併用する場合に限り提供されます。

1.1 **インストール** インストール・サービス・パックを利用するお客様は、インストール・サービス・パックの期間中に1回、SISWに対し、オーダーフォームに指定する場所、又は両当事者が合意したその他の場所で、通常の営業時間中にシステムのインストールを依頼することができます。(a)お客様がシステムを受領した旨をSISWに通知しなかった場合、(b)SISWの書面による承諾を得ることなくシステムが修正された場合、又は(c)システムが例外的な物理的又は環境的なストレス、誤用又はその他の損傷にさらされた場合、SISWはシステムをインストールする義務を負いません。

1.2 **キャリブレーション** キャリブレーション・サービス・パックを利用するお客様は、キャリブレーション・サービス・パックの期間中に1回、SISWに対し、製品の納入時点で有効なシーメンスハードウェアに関するSISWの製品ドキュメンテーション又はファクトシートに記載された仕様に定める許容範囲内のデータ取得又は測定機能を製品が維持できるように、シーメンスハードウェアのキャリブレーションを依頼することができます。

1.3 **保証延長** 保証延長サービスパックは、オーダーフォームに指定する追加期間にわたり保証期間を正式に延長します。特定のシーメンスハードウェアに対してキャリブレーションが一般的に購入できる場合に限り、保証延長にはキャリブレーションが含まれます。

1.4 **サポート** サポート・サービス・パックには、保証延長、及び(i)シーメンスハードウェアの使用及び(ii)シーメンスハードウェアのエラー、欠陥又は誤動作の修正又はトラブルシューティングについて、電話又は電子メールを介してお客様に提供するテクニカルアドバイスが含まれます。

2. ハードウェア・サービス・パックの特定の条件

2.1 **個別購入** サービスパックが含まれることが注文に明記されていない限り、標準的なハードウェアの購入にはサービスパックは含まれておらず、常に別途購入する必要があります。

2.2 **条件** 保証期間又は前のサービスパック期間の満了後にサービスパックの注文が行われた場合、SISWはその単独の裁量により、以下のいずれかを行う権利を留保します。(a)お客様がキャリブレーション、保証延長及び/又はサポートを購入する前に、システムチェックを実行し、修理の見積価格を提示する、又は(b)当初の保証期間の満了日又は同じ種類の最後のサービスパックの満了日(いずれか遅い方)以後の期間を補うために必要とされたであろう保証延長サービスパックの数に相当する料金を請求する。

2.3 **適用除外** 特定の種類のハードウェアの販売に適用されるその時点における関連条件の規定に従って、保証から除外される、又は保証が無効になる行動、状況又は事象に起因するシーメンスハードウェアの欠陥又は誤動作はサービスパックの対象外となります。

- 2.4 **アップグレード** ハードウェア、コンポーネント又はモジュールのアップグレードはサービスパックに含まれず、常に別途請求されます。モジュールは、関連するシーメンスハードウェアのお客様への(再)納入後に、SISWの価格リスト上の別の記入事項に対応した新しい製品識別番号が付された時点でアップグレードが行われたとみなされます。かかるアップグレードは明示的な個別の注文を受けた場合に限り実行されます。
- 2.5 **実施場所** MicReD及びVeloceファミリーのシーメンスハードウェアに関する保守サービスを除き、購入した保守サービスは、デフォルトでは、SISWのいずれかの地域事務所(SISWの単独の裁量で決定される)で実施されます。各当事者は、ハードウェア保守サービスを実施するために他方当事者の住所宛てに関連シーメンスハードウェアを出荷する費用を負担するものとします。お客様がオンサイト訪問を要求し、SISWがこれに同意した場合、お客様はかかるオンサイト訪問のための宿泊、移動時間及び交通に関する出張費を負担することに同意します。
- 2.6 **移転** SISWの担当者による1つ又は複数のオンサイト訪問を必要とする有効なサービスパック付きのハードウェアに関して、お客様はこれらのハードウェアの移転前に、SISWにかかる移転について事前通知するものとします。新しい場所がSISWの通常のオンサイトサービス区域外にある場合、SISWは関連サービスパックを取り消す権利を有します。
- 2.7 **アクセス** システムの中断を最小限に抑えてテストと障害分離を実施するために、SISWは不具合を検出するための診断を実行する目的で、リモート・ログイン・アクセスを要求することがあります。お客様はかかる要求に対する許可を不当に保留しないものとします。これらのサービスを実施するために、SISWはインストール中又は保守サービスの実施時に、ハードウェアへのリモートシステムのログインアクセスの確立及びテストを行うことがあります。
- 2.8 **返品及び交換** 交換ハードウェア又は部品はSISWの所有物です。お客様が交換ハードウェア又は部品を受領後30日以内に返却しない場合、SISWはかかる製品の最新の表示価格をお客様に請求し、お客様はかかる代金を支払うものとします。一部の製品又はサービスのオプションでは、お客様は不具合部品を、SISWが交換ハードウェアと共に提供する標準保守キットに含まれる適切な部品と交換するものとし、お客様は上記の交換のために、不具合部品をSISWに返却するものとします。
3. **ハードウェア・サービス・パックの保証** サービスが専門職業的な手法で実施されることが、サービスパックに関するSISWの唯一の表明及び保証となります。
4. **下請契約-譲渡** SISWはサービスパックに基づくサービスを提供する義務の一部又は全部を第三者に下請させる権利を有し、かかる第三者は本契約に基づきSISWと同一の権利と義務を有するものとします。
5. **期間及び終了** サービスパックの期間は、オーダーフォームに指定する発効日に開始し、1年間又はオーダーフォームで両当事者が合意したよりも長い期間にわたり継続します。お客様が購入するサービスパックは、本契約に記載する終了規定のみに従って終了することができます。終了は、終了以前に両当事者に生じた権利に影響を与えることはありません。